

広報

はむら

平成25年1月15日



Main Contents

- 平成25年度住民税の申告・平成24年分所得税の確定申告など..... 1
- お知らせ..... 5
- こどものページ みんな知ってる？インフルエンザのこと！..... 16

表紙の写真

貴重な文化財を守る「文化財消防演習」

毎年1月26日は文化財防火デーです。

市では、市内の貴重な文化財を守るため、文化財防火デーにあわせ、福生消防署・羽村市消防団・地域の皆さんとの連携のもと、文化財消防演習を行います。

今年は、1月27日(日)に松本神社で行います。
※文化財消防演習について詳しくは、10ページをご覧ください。

(写真：平成24年1月22日(日)撮影 (阿蘇神社))

平成 25 年度 住民税 (市民税・都民税) の申告

平成 24 年中の収入などを市へ申告するものです

問合せ 課税課市民税係^⑧ 189

受付期間 2月1日(金)～3月15日(金)
(祝日を除く)
受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分
受付会場 市役所4階大会議室
※土・日曜日は、市役所1階課税課窓口で受け付けます。

申告が必要な方

- 給与所得のみの方で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方(勤務先で確認してください)
- 事業・不動産・配当・年金・そのほかの所得のあった方で、所得税の確定申告が必要ない方
- 非課税所得(遺族年金・障害年金・雇用(失業)保険・生活保護受給)がある方
- 収入がなかった方(市内の方から扶養されている場合は申告不要です)
- 市内に事務所・事業所などを有する方で、市内に住所がない方
- ※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の所得がなかった場合でも必ず申告してください。

申告が必要ない方

- 所得税の確定申告をする方(確定申告書を税務署へ提出する方)
- 平成24年中の所得が1か所からの給与のみで、勤務先から市に年末調整された給

与支払報告書が提出されている方(勤務先で確認してください)

- 1月1日現在65歳以上の年金所得のみの方で、年金収入が151万5000円以下の方(遺族年金・障害年金などの非課税年金のみの場合は、申告が必要です)
- 同一世帯の方に扶養されている方(同居していても住民票上世帯が別になっている場合は、扶養されていても申告が必要です)

申告の際に持参するもの

- ① 申告書(事前に届いている方)・印鑑(ゴム印以外、認印可)
- ② 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入の明らかになる資料
- ③ 年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票
- ④ 国民年金保険料などの控除証明書
- ⑤ 社会保険の領収書(平成24年中に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの)
- ⑥ 生命保険や地震保険に関する控除証明書
- ⑦ 医療費などの領収書(病院・薬局ごとに支払額をまとめた支払明細書を添付)
- ⑧ 寄付をした場合は、寄付先からの領収書
- ⑨ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や愛の手帳など
- ⑩ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料
- ⑪ 事業所得などがある方は、収支決算書や帳簿など

郵送による受け付け

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・収支内訳書などの必要書類を添付し、郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛先(申告する方の住所・氏名)を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
郵送先 〒205-1860-1 (所在地記載不要) 羽村市課税課市民税係

注意 国民年金保険料の支払額については、日本年金機構専用コールセンター(☎0570-070-117)または青梅年金事務所(☎0428-30-3410)で照会の手続きをしてください。

※申告の際には控除証明書の添付が必要です。

お願い

■ **申告書は正確に**
申告を円滑に行うことができるよう、正確に記載した申告書を提出してください。
■ **申告は3月15日(金)までに!**
期限までに申告がない場合、平成25年度の課税決定が遅れたり、課税・非課税証明書が発行できなくなったりすることがあります。

■ **特別徴収(給与天引き)を推進しています**
羽村市および西多摩地区の市町村では、納税者の利便性の向上と納税の平等性の確保のため、法律(地方税法・羽村市税賦課徴収条例など)に基づき、特別徴収(給与天引き)を推進しています。